

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2021年5月18日
【会社名】	株式会社あさひ
【英訳名】	ASAHI CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 下田 佳史
【本店の所在の場所】	大阪市都島区高倉町三丁目11番4号
【電話番号】	06(6923)2611(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 古賀 俊勝
【最寄りの連絡場所】	大阪市都島区高倉町三丁目11番4号
【電話番号】	06(6923)7900
【事務連絡者氏名】	経理部長 古賀 俊勝
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2021年5月15日の第46回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2021年5月15日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金28円

総額 734,731,592円

剰余金の配当が効力を生じる日

2021年5月17日

2. その他の剰余金の処分にに関する事項

増加する剰余金の項目及びその金額

別途積立金 2,000,000,000円

減少する剰余金の項目及びその金額

繰越利益剰余金 2,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行なうものであります。

取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができるよう、現行定款第30条の一部の変更を行なうものであります。

上記変更に伴う条数の修正、文言の整備その他所要の変更を行なうものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、下田佳史、西岡志朗、森茂及び望月基の各氏を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、西村孝一、神田孝及び鈴木敦子の各氏を選任するものであります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、年額240,000千円以内（うち社外取締役分年額40,000千円以内）と定めるものであります。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人としての給与は含まないものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を、年額50,000千円以内と定めるものであります。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）を対象とした株式報酬制度に係る報酬枠を設定するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案	187,594	21,765	131	(注) 1	可決 89.36
第2号議案	208,317	929	243	(注) 2	可決 99.23
第3号議案					
下田 佳史	204,576	4,781	131	(注) 3	可決 97.45
西岡 志朗	207,888	1,469	131		可決 99.03
森 茂	207,828	1,529	131		可決 99.00
望月 基	207,848	1,509	131		可決 99.01
第4号議案					
西村 孝一	183,872	25,496	131		可決 87.59
神田 孝	207,866	1,502	131		可決 99.02
鈴木 敦子	208,246	1,122	131		可決 99.20
第5号議案	207,547	1,383	564	(注) 1	可決 98.87
第6号議案	207,589	1,341	564	(注) 1	可決 98.89
第7号議案	206,995	2,369	131	(注) 1	可決 98.60

(注) 1．出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使分及び本総会に出席した株主のうち議案への賛成、反対及び棄権について確認ができた一部の株主の議決権行使分により、全ての議案は可決要件を満たしたことから、確認ができた一部の株主を除く株主総会当日出席株主の賛成、反対及び棄権に係る議決権の数は加算しておりません。